

第51回山梨県環境保全審議会（平成30年3月26日開催）

審議事項(3) 資料

第12次鳥獣保護管理事業計画の 変更について

みどり自然課

第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について

1 要旨

- 種の保存法及び鳥獣保護管理法において希少動物種からオオタカが除外されることに伴い、オオタカに係る鳥獣保護管理法の捕獲許可及び販売許可への事務が県の担当事務に追加される。
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）施行規則の一部を改正する省令について
（平成29年9月1日公布、H29年9月21日施行（環境省所管（輸入・証明制度）
H30年4月1日施行（都道府県所管（捕獲・飼養・販売））
- この施行規則の改正に併せて、都道府県が鳥獣保護管理事業を実施するのに必要な事項を環境省が定めた基本指針が改正された。これに伴い基本指針に則して策定している本県の第12次鳥獣保護管理事業計画も一部改正する必要がある。

2 法施行規則改正内容

～添付資料1

- 希少鳥獣の指定解除
 - 種の保存法施行令改正により、オオタカが国内希少野生動植物種の指定を解除されたことから、併せて法に規定する希少鳥獣からも指定解除を行う。
- 販売禁止鳥獣等の追加、販売の許可に係る販売目的の追加
 - 販売されることによりその保護に重大な支障を及ぼすおそれがある種として、オオタカとその卵を追加する。
 - 販売禁止鳥獣とするオオタカについて、限定的に販売許可できる目的として、博物館等に類する施設における展示に限定する。
- （輸入を規制する鳥獣の追加等）～環境省所管
 - 国内での違法な捕獲を防止するため、外国の政府機関等が発行する許可証がなければ輸入できない規制種として追加

3 指針改正内容及び第12次事業計画改正案

- 環境省指針改正趣旨 ～添付資料2
 - オオタカについては、これまで種の保存法による捕獲等の規制に加え、飼養・流通についても学術捕獲等に限定する等の制限により保護を図ってきた。個体数の回復に伴い、オオタカを種の保存法の国内希少野生動植物種から解除することになったが、海外産のオオタカの流通動向等から高い市場価値が認められる種であると考えられるため、オオタカの違法捕獲等の助長を防止する措置を講ずることにより、継続的な保護及び管理に努める。

- 山梨県第12次鳥獣保護管理事業計画改正概要 ～新旧対照表・計画改正案
 - オオタカに係る捕獲許可基準の位置づけ
 - 販売禁止鳥獣としての販売許可条件の設定

4 事務運用

- 運用方法
環境省が示す以下の基準に基づき運用する。
（捕獲）オオタカ捕獲許可の考え方について、オオタカ被害対応マニュアル
（販売）オオタカ販売許可の考え方について
 - 事務所管課
 - 捕獲関係 学術捕獲（県みどり自然課）、有害捕獲、違法捕獲に関する措置命令（県林環）
 - 飼養関係 飼養登録（各市町村）、違法飼養措置命令、飼養登録取消（県林環）
 - 販売関係 販売禁止鳥獣の販売許可（各市町村）、販売に係る措置命令、販売許可の取消（県林環）
- ※ なお、飼養登録については、改正前から都道府県事務（本県は市町村に移譲済み）となっており、今回の改正に係り新たに事務が追加された訳ではない。
今回、改正前に希少動物として9条により環境省が捕獲許可したオオタカについて、各市町村で飼養登録しているケースがあるか確認を行ったが、事例はなかった。
- 施行
 - 本会での諮問を経て、平成30年4月1日から改正施行

参考情報 他法等におけるオオタカの取り扱い

- レッドリスト等での取り扱い
 - 環境省レッドリスト（H18、24）NT（絶滅危惧種）
 - 山梨県レッドデータ（H17、29）NT（絶滅危惧種）
～今年度改定した山梨県レッドデータにおいても、引き続きNTとしている
- 今後の取り扱い
 - 鳥獣保護管理法に基づく保護
 - 環境影響評価における生態系上位種という位置づけに変化はないため、引き続き「猛禽類保護の進め方」等を活用し環境アセスメントにおいて保護を図る。
 - 環境省において、生息数等のモニタリング実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
の一部を改正する省令について
(平成 29 年 9 月 1 日公布：環境省令第 22 号)

平成 29 年 9 月
環境省自然環境局

1. 趣旨

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 2 条第 4 項において、特に保護を図る必要がある鳥獣を希少鳥獣として規定し、該当する鳥獣を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成 14 年環境省令第 28 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 2 において定め、その捕獲の禁止等の所要の規制を講じているところ。

今般、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令(平成 5 年政令第 17 号。以下「種の保存法施行令」という。)の改正により、国内希少野生動植物種からオオタカが除外されることを踏まえ、法により適切にオオタカを保護及び管理するべく、以下のとおり、施行規則について所要の見直しを行うこととしたもの。

2. 概要

別紙のとおり、以下の内容に係る規則改正を行う。

- ①希少鳥獣*の指定解除(施行規則第 1 条の 2、別表第 1)
- ②販売禁止鳥獣等の追加、販売の許可に係る販売目的の追加(施行規則第 22 条及び第 23 条)
- ③輸入を規制する鳥獣の追加等(施行規則第 27 条、第 29 条及び第 29 条の 2)

(※) 希少鳥獣とは、国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣をいう(法第 2 条第 4 項)。

3. 施行日

平成 30 年 4 月 1 日。ただし、③については平成 29 年 9 月 21 日。

(別紙：改正概要)

1. 希少鳥獣の指定解除（法第2条第4項－施行規則第1条の2（別表第1））

- 法第2条第4項に定める希少鳥獣の指定については、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成28年環境省告示第100号）において、
「環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣で、環境大臣が定めるものとし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。また、絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。」とされている。
- オオタカについては、レッドリストにおいて、NT（準絶滅危惧）とされていたが、種の保存法施行令により国内希少野生動植物種に指定され、必要な規制が講じられていたため、施行規則においても例外的に希少鳥獣としていた。今般、種の保存法施行令改正により、オオタカが国内希少野生動植物種の指定を解除されたことから、併せて法第2条第4項に規定する希少鳥獣からも指定解除をするため、施行規則第1条の2（別表第1）より、以下の種を削除することとする。

科名	種名（括弧内学名）
タカ科	オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）

2. 販売禁止鳥獣等の追加、販売の許可に係る販売目的の追加（法第23条、第24条第1項－施行規則第22条、第23条）

(1) 販売禁止鳥獣の対象種（施行規則第22条関係）

- 法第23条の規定において、販売されることによりその保護に重大な支障を及ぼすおそれのある種について販売を禁止しており、施行規則第22条において、販売禁止鳥獣を具体的に定めているところ（現在、ヤマドリ1種が指定されている）。
- 今般、販売禁止鳥獣等として、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）及びその卵を追加することとする。

(2) 販売の目的（施行規則第23条関係）

- 法第24条の規定において、販売禁止鳥獣等の販売の許可に当たっては、販売されることにより鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがないと認められる販売目的であることを求めているところ。
- 今般、販売禁止鳥獣等として、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）及びその卵を追加することとしているが、その販売許可に係る目的として、博物館、動物園その他これに類する施設における展示を設定することとする。

3. 輸入を規制する鳥獣の追加等（法第 26 条第 1 項－施行規則第 27 条、第 29 条、第 29 条の 2）

(1) 輸入を規制する鳥獣（施行規則第 27 条関係）

- 法第 26 条第 1 項の規定において、国内での違法な捕獲を防止するため、国外から輸入する取引について、適法に捕獲されたこと又は輸出が許可されたことを証する外国の政府機関その他環境大臣が定める者により発行された許可証を添付してあるものでなければ輸入してはならないと定めており、施行規則第 27 条において、現在 33 種を指定しているところ。
- 今般、輸入を規制する種として、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）を追加することとする。

(2) 証明制度を有しない国又は地域として環境大臣が定めるもの（施行規則第 29 条関係）

- オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）の付属書Ⅱに掲載されており、輸出には輸出証明書の添付が義務づけられていることから、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）に関し証明書制度を有しない国又は地域として環境大臣が定める国又は地域は指定しないものとする。

(3) 特定輸入鳥獣（施行規則第 29 条の 2 関係）

- 法第 26 条第 2 項の規定において、輸入を規制する鳥獣（特定輸入鳥獣）については、輸入後速やかに環境大臣から標識（足環）の交付を受け、当該鳥獣に着けなければならないこととされており、施行規則第 29 条の 2 において、特定輸入鳥獣として現在 21 種を指定しているところ。
- 今般、特定輸入鳥獣として、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）を追加することとする。

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の 一部変更について（概要）

平成 29 年 9 月環境省自然環境局

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）において、オオタカが国内希少野生動植物種の指定を解除されたことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「施行規則」という。）の改正を行い、これに併せて、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成 28 年環境省告示第 100 号。以下「基本指針」という。）の一部変更を行い、オオタカの捕獲許可や販売禁止鳥獣等の販売許可に係る記述を追加します。

項目	主な変更点
鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方 （Ⅰ 第四 2 (2)）	<ul style="list-style-type: none"> 海外産のオオタカの流通動向等から高い市場価値が認められる種であると考えられるため、オオタカの違法捕獲等の助長を防止する措置を講ずることにより、継続的な保護及び管理に努める。
保護の必要性が高い種に対する捕獲許可の考え方 （Ⅲ 第四 1 (4)）	<ul style="list-style-type: none"> 種の保存法に定める国内希少野生動植物種から解除されるオオタカについて、原則鳥獣の管理目的での捕獲を原則認めない。 ただし、防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定される場合に限り捕獲を認めることとする。 なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間は、公的機関等での飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。
販売禁止鳥獣等の販売許可 （Ⅲ 第四 3 - 4）	<ul style="list-style-type: none"> オオタカに販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

- オオタカについては、レース鳩や家禽に対し被害が報告されており、種の保存法の国内希少野生動植物種の指定解除後、鳥獣保護管理法の被害防止目的での捕獲許可の申請が行われる可能性があります。一方、海外産亜種オオタカが高額で市場取引されており、国内産亜種オオタカも高い市場価値が生ずることが認められることから、被害防止目的での捕獲許可を得て捕獲された個体の処置として、飼養を選択する可能性があります。
- これまで種の保存法の規制により、捕獲が強く制限され、市場流通がされなかった国内産亜種オオタカについて、その個体を飼養し一般流通することにより、密猟の助長が懸念されることから、新たにオオタカの捕獲許可の際には捕獲後の処置において飼養を選択する場合には、公的機関等での飼養に限定するとともに、繁殖個体を含めた販売についても販売禁止鳥獣として制限を行うこととしたものです。

- 公表予定日 平成 29 年 9 月 21 日

【第12次計画一部改正(H30.4)】

改正後	改正前
<p>第一～第三 (略)</p>	<p>第一～第三 (略)</p>
<p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p>	<p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p>
<p>2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定</p>	<p>2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。</p>	<p>(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。</p>
<p><u>種の保存法の国内希少野生動物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定される場合に限り捕獲を認めることとする。</u> なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間は、公的機関等での飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。</p>	<p>(5) (略)</p>
<p>(5) (略)</p>	<p>2-1～2-4、3～3-2 (略)</p>
<p>2-1～2-4、3～3-2 (略)</p>	<p>3-3 販売禁止鳥獣等の販売許可</p>
<p>(1) 許可の考え方</p>	<p>(1) 許可の考え方</p>
<p>販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。</p>	<p>販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。</p>
<p>ア 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。</p>	<p>ア 販売の目的が 規則第23条に規定する目的に適合すること。</p>
<p>イ 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。</p>	<p>イ 捕獲したヤマドリ^イの食品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。</p>
<p>(2) 許可の条件</p>	<p>(2) 許可の条件</p>
<p>ヤマドリの販売許可証を交付する場合には、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所(同一地域個体群)等とする。</p>	<p>販売許可証を交付する場合には、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所(同一地域個体群)等とする。</p>
<p>オオタカの販売許可証を交付する場合には、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。</p>	<p>販売許可証を交付する場合には、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所(同一地域個体群)等とする。</p>
<p>3-4 (略)</p>	<p>3-4 (略)</p>
<p>第5～第11 (略)</p>	<p>第5～第11 (略)</p>

オオタカ捕獲許可の考え方について

1. 基本的な考え方

ポイント

オオタカについては、保護の必要性が高い種であることから、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲認めず、被害防除対策を講ずることにより、被害の防止・軽減を図ることを基本的な考え方とする。

※オオタカ被害防除マニュアルを参考に、相談者にアドバイスをする

2. 捕獲を認める場合

ポイント

被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲等によりオオタカの保護に重大な支障を及ぼさないことを条件に捕獲許可を取り扱うこと。

①被害が顕著である

例えば、オオタカによる被害が報告されているレース鳩等はオオタカによる被害に限らず、様々な原因である程度、鳩が消失するものである。当該被害の度合いが通常の規模・頻度を大きく越えるものについて「被害が顕著である」と考える。

②被害を与える個体が特定されている場合

被害を与える個体がある程度限定されており、当該個体を捕獲等することにより当被害の大部分が防止・軽減される可能性が高い状況を「被害を与える個体が特定されている場合」と考える。具体的には被害の状況・時間帯等が類似しており、特定の個体による被害の蓋然性が高い状況が想定される。反対に被害が不特定多数の個体により、被害を与える個体が特定できない場合は、捕獲等による被害の防止・軽減の効果が低いことから基本的に許可を与えないものとする。

③保護に重大な支障を及ぼさない

捕獲等による保護への重大な支障を判断する際は、都道府県のレッドリストにおけるオオタカの選定状況等を参考にすること。また、捕獲等の対象となる個体が周辺に営巣している繁殖個体である場合は、当該個体を捕獲等することにより当該地域のオオタカ保護に重大な支障を及ぼす可能性が高いため、慎重に取り扱うこと。

3. 捕獲後の個体の取り扱い

ポイント

捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。なお、公的機関による飼養が困難な場合は、捕殺を条件とすること。

①公的機関

(公社) 日本動物園水族館連盟に加盟している園館、自治体が運営している傷病救護施設等を想定。

②飼養を前提とする場合

捕獲後、個体の飼養のための個体の受け入れについて当該機関の承諾を得られていることを公的機関による飼養を前提とする場合とし、申請書の捕獲等又は採取等の後の処置の欄に「捕獲後は〇〇で飼養」等を記載させ、該当機関に電話確認等を行う。

③飼養登録

捕獲許可申請者ではなく飼養する公的機関が飼養登録を行うものとする。

④公的機関による飼養が困難な場合

公的機関による飼養が困難な場合は捕殺を条件とすること。なお、現地確認及び捕殺個体と許可証がともに撮影された写真を提出させる等、確実に捕殺が行われたことを確認すること。

1. 販売が想定される個体

ポイント

通常、販売目的の捕獲等は認められず、捕獲等した個体を販売することは許可証に記載されている捕獲等又は採取等の後の処置とは異なることから、捕獲許可申請者が捕獲個体を販売することは想定されない。

販売が想定されるものとしては捕獲個体を所有している者（公的機関等）から無償で譲り受けた個体及び飼養下で生まれた個体等が挙げられる。

2. 販売目的

ポイント

オオタカの販売目的として、学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的として以下を定めている。

- ①博物館、動物園その他これに類する施設における展示
- ②販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的

3. 販売許可証を交付する場合に付す条件

ポイント

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

また、当該個体を申請者が適法に譲り受けたことを確認するため、飼養登録に係る登録票を確認すること。なお、飼養下で生まれた個体については必要ない。

- ①販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること
管理目的の捕獲を助長させないように販売を許可する数量は現に保有する数量とする。
- ②販売する鳥獣に足環を装着させること

申請に問題がない場合は、都道府県は申請者に足環を交付する。申請者は足環の交付された後速やかに当該鳥獣に装着すること。都道府県は足環の装着を確認し、販売許可証を交付すること。なお、足環の装着に使用する器具は都道府県から申請者に貸し出すこと。

※足環は各都道府県に5個送付予定、装着に使用する器具はその都度環境省から送付する

※足環には識別番号が記されており、どの都道府県が交付したか判別できる仕様としている

3. 足環の再装着

ポイント

足環は販売許可の条件であるとともに、適法に入手したことを証明するものであるため、何らかの理由により足環が外した（れた）場合は、所有者は再交付を受け、再交付する際は、元の足環を確認すること。なお、販売時において販売元は販売先に再交付を受けると及びその際は元の足環が必要となることについて説明するよう都道府県は販売元に指導すること。

また、元の足環について他都道府県が交付するものであった場合は速やかに当該都道府県に情報提供を行うこと。

4. 再販売について

ポイント

販売禁止鳥獣のヤマドリの新販売における許可は不要としていたが、オオタカの新販売については必要とする。なお、既に装着されている足環を販売許可証の交付条件としても差し支えない。

5. 台帳の整備

ポイント

オオタカの販売許可証の交付及びそれに伴う足環の交付状況について台帳を整備し、足環の欠番や再交付等について確認できるように台帳を整備すること。

※台帳の様式は運用通知で示す予定